

# 船舶事故調査報告書

平成28年4月28日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	遊泳者負傷
発生日時	平成27年7月19日 15時50分ごろ
発生場所	大阪府阪南市貝掛海岸沖 <small>しもしょう</small> 下荘港西防波堤灯台から真方位084°820m付近 （概位 北緯34°20.7′ 東経135°13.0′）
事故の概要	水上オートバイ <small>がと</small> 雅登は、西進中、遊泳者に接触し、遊泳者は、負傷した。
事故調査の経過	平成27年8月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ 雅登、0.1トン 240-55417大阪、個人所有 2.73m (Lr) × 1.11m × 0.32m、FRP ガソリン機関、67.67kW、平成14年8月
乗組員等に関する情報	A 船長 男性 20歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年8月31日 免許証交付日 平成27年6月19日 （平成29年8月30日まで有効） B 遊泳者 男性 48歳
死傷者等	重傷 1人（遊泳者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、貝掛海岸の砂浜（以下「本件砂浜」という。）を出発した。 船長は、本件砂浜沖の離岸堤に向け、約20～25km/hの対地速度で西進中、船首方至近に黒い物を認め、避けようとしてハンドルバーを左に切ったところ、平成27年7月19日15時50分ごろ、ゴツンという音が聞こえた。 船長は、スロットルレバーを放して後方を確認したところ、遊泳者（以下「本件遊泳者」という。）の存在に気付いて接近し、本件遊泳

	<p>者が負傷していることを認め、本件遊泳者に接触したことを知った。</p> <p>本件遊泳者は、無帽で本件砂浜に向けて遊泳中、衝撃を感じた。</p> <p>船長は、本件遊泳者に負傷状況を確認したところ、大丈夫と返事があったので、離岸堤沖を遊走した後、本件砂浜に戻ったところ、本件遊泳者の負傷の程度を知り、船長の家族は、本件遊泳者と連絡先を交換した。</p> <p>本件遊泳者は、19日及び20日病院に行き、全治約3～4か月を要する上顎右側中切歯の歯冠歯根破折と1週間の通院、安静を要する頭部打撲及び頸部捻挫と診断された。</p> <p>船長の家族は、20日海上保安庁へ本事故の通報を行った。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長の水上オートバイの操縦経験は、本事故当日が2回目であり、本事故までの操縦時間は約3時間であった。</p> <p>船長は、本件砂浜沖は、水上オートバイが多数遊走していたので、遊泳者はいないものと思っていた。</p> <p>本件遊泳者は、クロールで泳いでいて、本船の接近には気付かなかった。</p> <p>本件遊泳者は、本件砂浜沖が水上オートバイの遊走している海域であることを知っており、本件砂浜にある海の家管理人（以下「本件管理人」という。）から注意を受けたことがあったが、過去に幾度も遊泳し、水上オートバイの操縦者が遊泳者を避けてくれると思っていた。</p> <p>本件管理人は、本件砂浜の入口2か所に看板（ジェットスキー専用ゲレンデ・小さいお子さんの遊泳等は危険なのでおやめください）を掲げていた。</p> <p>本件管理人によれば、本件遊泳者が、離岸堤付近を遊泳しているところを何度も見たことがあり、本件遊泳者に対して、本件砂浜沖は、水上オートバイが遊走している海域なので、遊泳するのであれば、隣の海水浴場に行くよう注意したことが何度かあった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>本船は、本件砂浜沖を西進中、船長が、水上オートバイが遊走している海域なので、遊泳者はいないものと思い、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、本件遊泳者に気付かず航行し、本件遊泳者に接触して遊泳者が負傷したものと考えられる。</p> <p>本件遊泳者は、本件砂浜沖が水上オートバイの輻輳海域であることを知っていたが、水上オートバイが遊泳者を避けてくれると思い、水上オートバイの輻輳海域で遊泳していたことから、本船と接触したも</p>

	のと考えられる。
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、本件砂浜沖を西進中、船長が、水上オートバイが遊走している海域なので、遊泳者はいないものと思い、船首方の見張りを適切に行っておらず、また、本件遊泳者が、水上オートバイの輻輳海域で遊泳していたため、本船が本件遊泳者に接触したことにより発生したのと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行い、遊泳者を見落とさないようにすること。</li> <li>・ 水上オートバイが遊走している海域では、遊泳を行わないこと。</li> <li>・ 遊泳者は、蛍光色等の目立つ色の水泳キャップをかぶる等自らの存在を示すことが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



(国土地理院 2万5千分の1地形図使用)